

第 2 5 回  
東京都環境審議会総会

日 時：平成17年5月20日(金)午後1時30分～  
場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

午後 1 時 3 0 分開会

【山内企画調整課長】 定刻になりましたので、ただいまから第 2 5 回東京都環境審議会を開会いたします。委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は環境局総務部企画調整課長の山内でございます。本日は委員の改選後の初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまご出席の委員は 1 4 名ということで、委員総数の 2 1 名の過半数に達しており、審議会規則第 6 条第 1 項の規定に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立しております。

それでは、開会に当たりまして、平井環境局長からごあいさつを申し上げます。

【平井環境局長】 環境局長の平井でございます。本日は大変お忙しい中、皆様にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、このたびは本審議会の委員にご就任を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、平成 1 4 年 1 月に現在の環境基本計画を策定いたしました。その中で 3 つの基本目標を定めまして、これに基づき多くの事業を展開してまいりましたが、この 3 つの基本目標と申しますのは、まず健康で安全な環境の確保、都市と地球の持続可能性の確保、自然環境の保全と再生、この 3 つでございます。

第 1 の柱で申し上げますれば、健康で安全な環境の確保ということに向けましては、最も力を注いでまいりましたのがディーゼル車の排出ガス対策でございます。首都圏を構成する 8 都県市と連携いたしまして、平成 1 5 年 1 0 月、国に先駆けてディーゼル車規制を開始いたしました。数多くの事業者の方々、あるいは都民の皆様からご支援とご協力をいただきまして、都内の自動車排出ガス測定局の浮遊粒子状物質の年平均濃度が大幅に低下したという数字が示されるなど、確実な成果を上げることができたものと考えております。

引き続き、ディーゼル車対策を始めといたします自動車公害対策を推進するとともに、関係業界等のご協力を得まして、揮発性有機化合物、いわゆる V O C 対策を今後強化していきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、大気汚染の改善にはあらゆる方向から努力していきたいというふうに考えております。

次に、第2の柱の都市と地球の持続可能性の確保、この件に関しましては、京都議定書の発効によりまして地球温暖化対策の強化が求められております。都は、昨年5月の本審議会答申「東京都における実効性ある温暖化対策」を踏まえまして、本年3月の都議会において環境確保条例を改正いたしまして、先駆的な温暖化対策を条例化いたしました。この内容につきましては、後ほど担当の部長からご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、持続可能な社会の実現のためには、廃棄物の発生抑制と適正処理の推進も重要な課題でございます。都はこの3月、環境確保条例と同じ時期に廃棄物条例を改正いたしまして、産業廃棄物に関する新たな報告公表制度を導入いたしました。大規模な排出事業者などには、処理業者の選定や処理の履行確認などにつきまして報告をいただきます。また、処理業者には、都に対する処理受託量などの報告を義務づけまして、これらを都が公表することにより適正処理の一層の徹底を促してまいる制度でございます。

第3の柱といたしましては、自然環境の保全と再生でございますが、東京に残された貴重な緑を守るため、多摩の森林再生事業を推進するとともに、小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けた取組、健全な自然の生態系の回復に向けた取組などを推進しております。

今後、都の環境行政をより一層強力に推進するため、本審議会におきまして、策定から3年を経過いたしました環境基本計画の点検など、都の環境施策に関する重要事項について、委員の皆様からご意見をいただくことを予定しているところでございます。

引き続き都の環境行政に多大なご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

【山内企画調整課長】 それでは、会議に入らせていただきますが、お手元に本日は会議次第と資料1から5、それと参考資料ということで、「東京都環境基本計画」「東京の環境2005」をお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず資料1の名簿に沿いまして、4月にご就任いただいた委員の皆様のご紹介を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

#### 〔委員・幹部職員紹介〕

【山内企画調整課長】 それでは、ただいまから議事(1)の会長の選任に入らせていただきます。

会長は、審議会規則第4条第1項に基づき、委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、委員の皆様からご推薦いただければ幸いなんです。

【飯田委員】 まことに僭越ながら、前期から引き続き務めていらっしゃる環境審議会の委員でいらっしゃるって、国でもご活躍されているらしいです。小早川委員に務めていただければと思っております。

【山内企画調整課長】 ただいま小早川委員にというご提案がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【山内企画調整課長】 異議なしということでございますので、小早川委員に会長をお願いしたいと思います。小早川委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、小早川委員、どうぞ会長席にお着きいただきますようお願いいたします。

〔小早川会長、会長席に着く〕

【山内企画調整課長】 それでは、これからの議事につきましては小早川会長をお願いしたいと思いますので、小早川会長よろしくお願ひします。

【小早川会長】 小早川でございます。ご推薦いただきまして、思いがけないことでございますけれども、やむを得ません、務めさせていただきます。きょうはのどの調子が悪くて申し訳ありません。

私、大学では行政法を担当しております。以前ちょっと環境法の授業も持ったりしたことはあるんですけども、この環境問題について、特に深く専門にやっているというわけではございません。ただ、今おっしゃっていただきましたように、国の方でも割合長く環境関係の仕事はさせていただいております。こちらには前期で、さっきもお話がありました地球温暖化対策の検討について、皆様と一緒に加わらせていただいたという、その程度の経験でございますが、自治体が環境政策について何ができるか、特に大都市自治体がどれだけのことができるかということに頑張ってやっていく、そのお手伝いをこの審議会ですさせていただくと。その進行役を務めさせていただくということで、皆様のご協力をいただきまして何とか進めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、規則の第4条第3項というものがございまして、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するという規定になっております。そこで、私といたしましては、できましたら坂本委員に職務代理をお願いした

いと存じます。坂本委員、どうかよろしくお願いいたします。

〔坂本委員 了承〕

【小早川会長】ありがとうございます。

続きまして、委員の部会所属の件に移らせていただきます。

規則第7条第2項というのがありまして、部会は会長の指名する委員をもって組織するというになっておりますが、この点につきましては、事務局の方で何か案を用意していただいているのでしょうか。

【山内企画調整課長】 それでは、お手元に部会所属の事務局の案ということで、部会の所掌事項と一緒にお配りさせていただきます。

〔資料配付〕

【山内企画調整課長】 お配りさせていただいた案なのですが、環境審議会には企画政策部会と大気騒音部会、水質土壌部会ということで、3つの部会が置かれておりまして、その部会につきましては、今回、委員にご就任いただいた委員様の各ご専門の分野を考慮させていただきまして、今お手元にご配付させていただいたとおりの部会の構成ということにさせていただきます。各委員様の所属部会につきましては、こういった案でということでお手元にお配りしたとおりですので、ご確認いただければと思います。

以上です。

【小早川会長】 ただいま事務局から案についてのご説明がありましたが、そこで、会長といたしましても、ただいまご説明のあったように委員の部会所属を決定させていただきたいと存じます。何分どうかご了承いただきたいと存じます。

なお、部会長選任につきましては、部会委員の互選ということになっておりますので、各部会でよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

続きまして、次の議題でございます。議事(2)東京都環境審議会運営要領の改正についてでございますが、これにつきましては、事務局からの説明をお願いしたいと存じます。

【山内企画調整課長】 環境審議会の運営についての定めを置いております運営要領というものがございます。お手元の資料3になりますが、資料3の最終ページの別表につきまして、都の組織改正がございまして、下線のとおり「健康局」を「福祉保健局」に、「地域保健部長」を「感染症・環境安全担当部長」に修正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【小早川会長】 これは、行政組織の関連でこのようになるということでございますので、事務局の説明のとおりといたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、これでご了承いただいたということにしたいと存じます。

続きまして、議事（３）です。東京都環境基本計画の点検の実施についてに移らせていただきます。この件につきましては、大野企画担当参事からご説明をいただきます。

【大野参事（企画担当）】 大野でございます。資料４をごらんください。資料４によりまして、東京都環境基本計画の点検の実施についてご説明を申し上げます。

現在の東京都環境基本計画は、環境審議会から平成１３年１１月に答申をいただきまして、平成１４年１月に策定したものでございます。したがいまして、策定から現時点で約３年が経過してございます。皆様のお手元に現在の環境基本計画の冊子が配付されておりますので、ちょっとごらんいただきますと、現在の環境基本計画の体系が７ページにございます。７ページに「環境施策の体系」と出ております。先ほど局長のごあいさつの中で申し上げましたように、現在の環境基本計画は３本の基本目標を設定しております。健康で安全な環境の確保、以下でございます。その中で、自動車公害対策、有害化学物質対策の推進等々、小分野に分けまして、これらに基づいて、策定以降、着実に事業を推進しているというところでございます。

資料４にお戻りください。まず点検の進め方でございますけれども、１のボックスの中にございますように、環境基本計画：第５部「計画の推進」の中におきまして、本計画を着実に推進していくために、適切な点検と進行管理を行っていくという規定がございます。この規定に基づきまして、策定から３年が経過いたしました現時点において、都として基本計画の点検を実施することといたしました。

点検の過程におきましては、環境基本計画を所管する企画政策部会におきましてご意見を伺ってまいりたいと、このように思っております。

次に、点検の内容でございますが、２番でございます。まず第１に、でございますが、環境基本計画の各施策の進捗状況を把握しまして、計画に定める目標の達成状況を明らかにしたいと考えております。

第２に、でございますけれども、計画目標の達成・施策を実施する上での問題点と課題を明らかにしたいと考えております。

また、このような作業を行う中で、各施策分野におきまして、強化すべき施策、または新

たに構築が必要な施策とその方向性を検討してまいりたいと考えております。

最後に、3のスケジュールでございますけれども、点検の作業につきましては、既に一部、準備作業を開始しておりますけれども、7月上旬に第1回の企画政策部会をお開きいただきまして、その場でまず環境基本計画に基づきますこれまでの施策の進捗状況などについてご報告をさせていただきたいと考えております。その後、都において点検作業を進めまして、秋ごろには中間的な状況をご報告し、その後、現在の目途といたしましてはちょうど1年後、来年5月ぐらいに企画政策部会以外の委員の皆様についてもご参加いただきまして、拡大部会という形で、最終的な報告につきましてご意見をいただきたいと思いますと考えております。

スケジュール案は以上のとおりでございますけれども、点検の過程では、審議会委員の皆様からご専門分野に関しまして個別にご意見をいただく機会も設けたいと考えておりまして、あわせてよろしくお願ひしたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小早川会長】 それでは、ただいま説明がありましたけれども、都が進める環境基本計画の点検の実施に関しまして、環境基本計画を所掌されるのは、部会としては企画政策部会でございますので、企画政策部会におきまして、委員の皆様にご意見をいただきたいと思います、そういう運びにしたいと存じます。また、一定の取りまとめが進んだ時点で、企画政策部会以外の委員の皆様のご意見をお伺いする機会も持ちたいと思います。

基本的な進め方は、そのようなことでよろしゅうございましょうか。この問題に関しまして、何かこの席で特にご発言ございますでしょうか。

それでは、今申しましたようなことで進めさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中恐縮ですけれども、それぞれの分野の専門家の方がお集まりでいらっしゃいますので、とりわけ各専門分野等に関する事項など、忌憚のないご意見をいろいろな形でお寄せいただきますようお願いいたします。

それでは、次の議事(4)その他、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正について報告がございます。百合都市地球環境部長からお願いいたします。

【百合都市地球環境部長】 都市地球環境部長の百合でございます。私からは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正について、説明をさせていただきます。

まずお手元の資料でございますけれども、資料5でございます。東京都の温暖化対策につきましては、平成14年12月に当審議会に諮問させていただきまして、以来、精力的なご

検討をいただきまして、昨年5月10日に最終答申という形で答申をいただいております。長期にわたりますご議論に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

条例案につきましては、先ほど局長からもお話しがございましたけれども、都議会第1回定例会、3月30日に全会一致で可決ということで、翌31日に公布させていただいたところでございます。

資料につきましては、5月の答申の内容につきまして左側に、また今回の条例改正において制度構築しました概要につきまして右側という形で作成しております。

まず、昨年5月の答申におきましては、環境配慮が内在化された社会システムの実現並びに企業、都民、行政の各主体が社会的責任を自覚して、役割を果たすという基本理念のもとに、事業者の積極的な取組が評価され、行政が事業者の取組を高い水準に導く仕組みづくりを行うという基本的な考え方のもとに、制度の充実のポイントといたしまして、左側にございますけれども、3点が挙げられたところでございます。

改正条例におきましては、その3点にプラスもう1点制度を加えまして、4つの制度の強化及び創設を行ったところでございます。以下、順次ご説明させていただきます。

まず1点目の地球温暖化対策計画書制度の強化でございますけれども、これは答申では左ページにありますように、現行の温暖化対策計画書制度をさらに推し進めるために、大規模事業者のCO<sub>2</sub>削減目標をより高い水準に誘導して、その結果を社会で評価するという仕組みを示したものでございます。

改正条例におきましては、都の作成する地球温暖化対策指針に基づきまして、都が指導・助言を行います。また、取組の結果を評価・公表するといった誘導手法を導入いたしまして、制度の強化を行いますとともに、国や自治体などの公共分についても、今回の制度対象に加えて、制度の対象拡大を行ったところでございます。

また、対象規模未満の事業者につきましても、任意に計画書を提出いたしまして、評価・公表を受けることができる制度としたところでございます。

この制度は、既に4月1日から施行しているところでございまして、約1,200の事業所から温室効果ガスの5カ年間の削減計画書案が8月末までに提出を予定されておりました、都側の指導・助言を経て12月末を目途に最終的な計画書を提出していただくということで進めているところでございます。

次に、2点目のエネルギー環境計画書制度の創設でございますけれども、これは都内へエ

エネルギーを供給しております事業者に対して、つまり東京電力及び特定規模電気事業者、当面 8 社ということになりますけれども、これらを対象にいたしまして、この電力供給事業者にはCO<sub>2</sub>削減と再生可能エネルギーの導入目標を定めた計画書並びに実績報告書の提出・公表を義務づけたものでございます。

本制度につきましては、答申でご提案をいただいたものではございませんけれども、電力の販売自由化が進む中で、エネルギーの消費者側だけではなくて、エネルギーの供給者側にも温暖化対策を求めるということで条例化したものでございます。

次に、3点目でございますけれども、建築物環境計画書制度の強化でございます。これにつきましては、答申では新築建築物の環境配慮の分野にヒートアイランド対策を追加することと、大規模建築物の60%を占めるマンションの購入者に対して、環境性能の表示説明を行って、建物の環境性能を市場で評価するという仕組みの提案をいただいたところでございます。

改正条例では、答申に基づきまして、環境配慮項目にまずヒートアイランド現象の緩和を新たに規定いたしますとともに、マンションの環境性能を広告に表示することを義務づけしたところでございます。この制度につきましては、10月1日から施行ということで予定してございます。

次のページにA4サイズの参考資料がございますけれども、右側の一番上に今私どもで検討しております表示のイメージといたしますが、右上にある「東京都マンション環境性能表示」という形で、左側にビル、太陽、緑がデザインされておりまして、右側に建物の断熱性、以下4点についてそれぞれの評価、最高が3つ星ということで、こういった形でマンションの環境性能を販売広告等にあわせて表示していただくという制度を実施するというところでございます。

戻っていただきまして、最後に4番目でございます。家電製品に対する省エネラベル制度の創設でございます。答申におきましては、家庭でのCO<sub>2</sub>削減に取り組むという視点から、販売店が家電製品の省エネ性能をラベル表示することによって、環境配慮製品を消費者が評価できるという仕組みを提示いただいたところでございまして、改正条例では、答申にございましたとおり、家電製品の販売事業者に対しまして、エアコン、冷蔵庫、ブラウン管テレビの省エネルギー性能の相対評価等を記載したラベルを表示するように義務づけたところでございます。

ラベルにつきましては、先ほどの参考資料のマンションの下に、省エネラベルのイメージということでございますけれども、こういった形でそれぞれの家電製品に、その製品の省エネ性能を表示していただくという制度を実施するということでございます。ラベルの表示につきましては、7月1日施行を予定しているところでございます。

なお、液晶テレビ、またプラズマテレビにつきましては、経済産業省の検討会で本年4月に省エネ基準の案が初めて提示されているところでございまして、これらの動向を踏まえて今後ラベル表示の対象としていきたいというふうに考えております。

以上の4制度につきましては、現在、関係事業者への説明会を順次開催しておりますし、また今後は新制度の着実な実施に努め、実効性のある温暖化対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますけれども、条例改正についてご説明させていただきました。

【小早川会長】 ただいまご報告がありましたように、前期の審議会の答申を踏まえて、さらにそれに若干のものを新たにつけ加えることまでやっていただいて、新しい改正条例の施行に移るといふことのようなのですが、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この議題につきましても以上といたしまして、これで本日予定されております審議・報告事項はすべて終わりましたが、今期第1回ということでもございますので、この際、何かご発言がございましたらお願いいたします。

【大塚委員】 単なる質問ですので、先ほどの点でちょっと続いてしまって申しわけないんですけれども、よろしいでしょうか。1つ気になっているところがありまして、今回、国の方でも温暖化関係の公表の仕組みが入ったと思いますけれども、都の方でも既におやりになっているところがあると思いますが、両者の制度の関係というのが多分問題になってくるのではないかと思うんですけれども、この辺の運用はどういうふうになさるようなご趣旨か、もしお伺いできれば大変ありがたいんですけれども。

【百合都市地球環境部長】 国の方では、評価ということではなくて、排出状況の公表ということを経営者への届出を義務化する、届け出てそれを公表するという制度を検討されているというふうに聞いております。若干、対象事業者のとらえ方が東京都の場合と違う部分もございまして、基本的には東京都の場合は、いわゆる排出状況の公表ももちろんですけれども、削減の手法と申しますか、削減計画をみずからつくっていただくということと、それに対して計画

の目標設定の状況、それから5年間で実際に実施した状況、これらをいわば評価するという、もう1つ踏み込んだ制度となっておりますので、私どもとしては、都においてはこういった評価・公表という手法で一定の削減努力を促していきたいと。国の場合は、まず排出状況の把握というのが主眼になっているかなというふうに理解しております。

【大塚委員】 そうすると排出量の方の公表は、都の方は特にはお考えになっていないということですか。既にある程度のものがあったような気がしますが。

【百合都市地球環境部長】 対象事業者については、当然、削減計画を立てるときに現状をもちろん公表していただいて、計画書の中で現状がどうなっているということと今回の新しい制度は16年度を基準に考えていきますけれども、16年度の状況がどうで、5年後にこれだけの削減をしたいということを公表していく。計画書の中にすべて含まれているということ。

【小早川会長】 都の方は、事業者の自主的取組をいかに前進させるかという観点からいろいろなことを仕組んでいるというふうなことですかね。

ほかに何かございますでしょうか。

【原委員】 大変基本的な質問で、今ごろ恐縮ですけれども、法律の読み方なんですけれども、都の環境基本条例の4章の第25条という一番最初のところで、きょういただいた資料の2にありますけれども、「基本的事項を調査審議させるため」とありまして、その次の2項のところで、「審議会は、次に掲げる事項を調査審議する」と。上に「審議させる」とあって、下が「審議する」となっているんですが、ここら辺の意味は何か違いがあるんでしょうか。

第2点は、その2の三のところにありますけれども、「前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項」というのは、審議会が自主的に審議をするというような意味なんですか。それとも、あくまでも25条の「させる」という意味での基本的事項なんですか。その点をお伺いしたいんですが。

【小早川会長】 ご発言の趣旨は多分、審議会の運営について、イニシアチブ、だれがどういうふうに持つのかということが主眼だと思いますが、いかがでしょうか。

【大野参事(企画担当)】 お答え申し上げます。知事の諮問をさせていただきまして、それに基づいて、例えばこの前の温暖化の条例の審議がそういうことでございますけれども、していただく場合が通例でございますけれども、それ以外にも、場合によっては審議会の方

でご発議いただきまして、検討されるものもあり得るというふうに理解しております。

【原沢委員】 資料5で、非常に先進的な取組をやっていらっしゃるということで教えていただきたいんですけども、1つは、このいろいろな制度については、どういう形で点検されていくのかという基本的なアイデアをお教えいただきたいのと、先ほどのいろいろな計画書制度で、事業所を対象にしてやっているわけですけども、これで東京都の発生CO<sub>2</sub>のどれぐらいを捕捉しているかということを具体的に教えていただきたいということです。

もう1点は、今回省エネラベリングという形で一般の方たちにも対策を実践するという話ですけども、このほかに都として、いわゆるライフスタイルを変えるような施策があったら、参考までに教えていただきたいと思います。

【百合都市地球環境部長】 順不同になるかもしれませんが、まず制度の、都の場合に全体の排出量に対する捕捉率ということですけども、温暖化計画書制度につきましては、対象事業者を年間のエネルギー使用量ないしは電力使用量で一定のボーダーを引いておりますけれども、捕捉率から言うと3割から4割程度と。建築物でいいますと、都内の建築、これは床面積のシェアになりますけれども、25%程度かなというふうに推計しているところでございます。

ラベルの捕捉率につきましては、おおむね50%程度というふうに推計しているところでございます。

あと、点検というお話があったように思うんですけども、その辺……。

【原沢委員】 具体的には何か、1年おきに見直すとか、そういう仕組みのご質問です。

【百合都市地球環境部長】 温暖化対策制度の5年間のいわばチェックの手法みたいなお話かなと思いますけれども、参考資料に若干手続の流れをお示したものが、A4の左側に東京都の役割、それから対象となる事業所さんの役割ということで、左と右に分けて計画の策定時、中間年、これは平成16年度を基準として17年度から施行するわけですけども、3年目を中間年と考えておりまして、そのときの1つのチェック、それから最終的に5年たった6年目のときの終了後のチェックという形で、計画策定時におきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、一たん計画書案というような形でお出しいただいて、それに対して都がいろいろサジェスションなりをさせていただいて、12月に最終的な計画書としてお出しいただくと。計画書を出していただいた後、それがどの程度進捗しているのか、また技術革新等で新たな対策を講じるとかということもあり得ますので、この2年間でどの

程度対策が進んでいるか、また今後新たに対策を講じる予定がある等々につきまして、中間年でそれを公表していくと。最終的に、5年間でどういう結果であったかということのをこれもまた公表するというふうな形になってございます。

【橘委員】 資料5に関してですけれども、A4判がつけられています、何かラベルみたいなもので、マンションの環境性能表示というものがございましてけれども、1つは、マンションの環境性能表示で「みどり」というのは何だろうなと思って、ちょっと考えていたんですけども、それはともかく、全体が都民の健康と安全を確保するということになれば、私は騒音の係だと思ってここへ来ているんですけども、もちろん省エネルギーに関する性能ということなんだろうとは思いますが、そういう広い意味での居住性みたいなことをいけば、建物の遮音性能みたいなものの表示を当然するべきではないかなと。特に、幹線道路際の建物なんていうのは非常に大きな問題が起こっているわけで、消費者が選ぶ場合の1つの基準になるのではないかと。住んでみると、一番クレームなんかが出るのが騒音なので、その辺ももうちょっと重点を置いてもいいのではないかなという気がしております。

それから国の環境基準でも、室内の騒音の守るべき値で、建物の遮音性能が十分とみなされれば、環境基準を満たしたものとみなされるというふうなことになっているわけで、ある意味では建物の遮音性能を上げるということを前提につくられている基準だと思いますので、その辺も都としても考えていただきたいという感じがしております。

【百合都市地球環境部長】 今回、条例改正した建築物計画書制度の中身のお話になるのかなと思いますけれども、この制度自体は1万平米を超える新築建築物を対象として既にあったものでございまして、一定の新たな建築物、大規模建築物をつくる時に、さまざまな形で環境配慮をしていただきたいということで制度を発足させております。それを一定の東京都がお示しする指針に基づいて評価して、公表するというので、環境に配慮した建築物の普及拡大を図りたいというのが制度のもともとの趣旨でございました。

今回は、その中でも1万平米を超える建築物の大体6割がマンションということで、マンションの場合は、いわば消費者が購入していくということになりますので、そういった市場の中でそういう環境配慮が一定の評価を受ける、つまり消費者がマンション選択をするときにそういった選択肢の、当然、必ずしも環境性能だけでマンションをお買いになるわけではございませんし、間取りですとか広さですとか交通事情ですとか、さまざまな購買の要因はあるかと思いますが、その中の1つとして環境性能を考えていただけないかというこ

とでお示しております。

お話の防音性ということも当然環境性能の中には含まれると私どもも考えておりますけれども、今回の制度は、これまであった制度の評価項目として、いわゆる省エネ的な発想でのエネルギー使用の合理化という視点が1つ、もう1点は資源の適正利用ということで、これは長寿命化とかいった視点が1つ、もう1点は自然環境の保全ということで緑化という視点が1つ、これが先ほどご指摘のあった「みどり」という評価項目になってございます。それから今回新たに、この3項目に加えてヒートアイランド現象の緩和という項目を1つ条例改正でつけ加えたということで、これらの視点に立った評価をしているところでございまして、今後、今お話のような、いわゆる環境配慮事項はこれだけではないだろうということについては、まさにそういったことも考えられるかというふうに思いますけれども、今回制度改正としてはそういった視点で、こういった評価項目で都民の皆さんに公表していきたいということでございます。

【橋委員】 それはよくわかるんですけども、消費者がマンションを買うときに、大所高所から、地球環境に我がマンションが貢献しているかというのが商品価値になっているかどうか、性能表示というのは目的をよく考えた方がいいのではないかと思うんですけども。

【小早川会長】 私の感想ですが、ラベリングというのはいろいろな政策目的で、新しいラベルがどんどんできてきて、そうしますと1つのマンションにべたべたとラベルが張られることになるわけで、今提起された問題というのは、長期的にお考えいただく、またこの環境問題だけではなくて、消費者が合理的な選択をする場合の必要なデータを提供するという事なので、そこにどういうデータをどういう形で盛り込んで、どういうラベルの形式で表示するか、そこは総合的に考えることがもう1つ必要なのかなと。これは、ここだけの問題ではありませんが、どこかでそういうことを将来お考えいただく必要はあるかなという気がいたしました。

【大聖委員】 ただいまの資料5に関連いたしますけれども、温暖化の対策を講じておられ、いろいろな施策が先進的なものを盛り込んでスタートするわけですけれども、その場合に、私も前の審議会で申し上げたんですが、東京都というのは日本を代表する首都ですけれども、そうであるとすると、日本という国は世界の中の有力な一国でありますので、そういう視点からいいますと、こういうグローバルな問題というのは、東京都が何をやっているんだということを世界に発信すべきだと思うんです。例えば、カリフォルニアなんかですと、手法は

かなり違いますけれども、ああいう地方自治体で世界の環境をリードするような姿勢を世界に示しています。そういうことをぜひアピールしていただきたいと思います。特に、言葉の問題や何かもあると思うんですけれども、実は物すごく注目されているんです。海外へ行きますと、東京がいろいろな取組をやっていることは承知しているけれども、詳しいことがわからないんだということで、しょっちゅう聞かれます。きょう、実は午前中も韓国の大学の先生で、環境関係をやっている先生からいろいろ聞かれたんですけれども、結局、情報が外から、例えばインターネットなどを通じても得られないんです、ほとんど。東京が何をやっているかということが外に伝わらないのは非常に残念なこととして、非常に素晴らしいことを、世界に本当に誇れるようなことをやっておられるわけですから、ぜひその中身が各国の目から見てもちゃんと透明性を持って理解できるように、ぜひ努力していただきたいと思います。

特に、この地球環境の問題といえますと、一都市だけの問題ではなくて、結局そこで取り組まれた成果がもし活用できれば、世界全体に広がるわけです。最近、ソウルですとか北京なんかも行っているんですけれども、東京とよく似ているところがありまして、そういう進んだ施策を取り入れていただければ非常に有効だというふうに思うんです。そういうものを提供するというのは、日本はアジアの中でリードしている国ですし、ぜひそういうことを心がけていただきたいと切望いたします。よろしく願いいたします。

【小早川会長】 まことにおっしゃるとおりだと思いますが、何かありますか。

【百合都市地球環境部長】 世界発信と大変スケールの大きい、確かに地球温暖化はグローバルな話ですし、世界的な問題なので、まさにおっしゃるとおりかと思います。私どもとしては、今インターネットを使った発信ということで、環境審議会の先生方の答申、議論の中身ですとか、今回の条例改正の中身ですとか、またそれ以外の温暖化対策の内容ですとかといったことを極力ホームページに載せて、対外的に出しておりますけれども、ただ、それが世界的にどこまで発信されているかということになりますと、確かに日本語でということもございまして、私どもも東京都が何を、何をどうしようとしているか、またどんな成果が上がっているのかということにつきましては、なるべく幅広く発信を今後ともしていきたいと思っています。また、いいお知恵がございましたら、ぜひ拝借したいと思います。

【大野参事（企画担当）】 補足でございますけれども、きょうお手元に「東京の環境2005」をご配付申し上げております。これは、東京都の環境行政のアウトラインを全分野に

わたって解説したものでございますけれども、これらにつきましても翻訳をして、ホームページに掲載するというふうにしております。なかなか我々も制約がございまして、本当はもっともっといろいろな情報を海外発信したいと思っているわけでございますけれども、今でも一部は英語での情報提供をホームページを通してやっております。今後、これらの拡充を我々としても努力してまいりたいと思っております。

【小早川会長】 まだご意見があるかと存じますが、時間も来ておりますので、どなたか、ぜひという方お一人。

【飯田委員】 簡単な補足と簡単な質問ですけれども、先ほど原沢委員からのご質問で、省エネラベル以外に都が取り組んでおられる施策があるかというご質問の回答が事務局からなかったような気がします。あえて私が補足するのも変ですが、先ほど資料5の条例のご説明、これは条例のご説明でしたので、この中に入っていないのですが、2番のエネルギー環境計画制度の創設の裏返しとして、東京都が購入する電力のグリーン電力購入というものを昨年秋に発表されております。これはまさに日本の自治体で先駆けて東京都が公表されたわけですが、これにつきまして、私どもの研究所で、いわゆる新エネルギービジョンに取り組んでいる自治体にこの東京都の施策を紹介して、こういったいわばお金はほとんど使わずに、購入する電力の比率を若干高めることによって自然エネルギーの需要拡大を率先して促すということに関して取り組む関心はあるかというのをほかの自治体にヒアリングすると、非常に関心が高く、これはまた一気に広がっていくのではないかと思います。省エネラベルもまさに東京都が先頭に立って、8都県市、そして京都、全国へと広がってきているので、やはり東京都が、あるいは計画書制度というか、報告制度も昨年というか、この春まで中央環境審議会で、国の方でも最終的に入るか入らないかというのは、やはり東京都が導入して、今13都市ぐらいまで広がっているという事実があったので、環境省も押し切れたということが多分あるかと思っておりますので、この次のラウンドでも、こういった率先的な活動をぜひ、我々も提言していきたいと思うし、東京都の方でもぜひ実践していただきたいというふうに思っております。

単純な質問というのは、環境基本計画、これから点検に入るわけですけれども、47ページに2010年までにマイナス6%と、伸びゆく東京の中では非常に高い目標を掲げているわけですが、既に2005年まで達しているんですが、今のところ、率直には今どのぐらいに、例えば2004年とか2003年ぐらいの直近のデータでどのぐらいまでになっている

のかなというのを素朴にお伺いしたい。

あと、それ以外のまさに温暖化の分野でざっと読みますと、かなり施策としては達成してきているなと思っておりますが、最終的なグロスの数字というのはなかなか厳しいものがあるかと思いますが、もしわかればと思います。

【百合都市地球環境部長】 ラベルのあらましというパンフを先ほど途中でお配りさせていただきましたが、それを開けていただきますと、左側に制度の背景という欄がございまして、その棒グラフで、1990年度の排出量と2002年度の排出量の対比がございまして、1990年度を100とした場合に、東京都内では2002年度は116というような形で、16ポイント増加しているというのが現実でございます。

【小早川会長】 よろしいでしょうか。それでは、まだご発言のご希望はあるかと存じますけれども、予定の時間が来ておりますので、本日の議事はこれで終了したいと存じます。

事務局からは何かございますか。

【山内企画調整課長】 事務局からは特にございません。

【小早川会長】 それでは、委員の皆様どうもありがとうございました。

これをもちまして第25回東京都環境審議会を閉会いたします。

午後2時26分閉会